

常陸太田市いじめ防止基本方針（改訂版）

令和 2 年 3 月 31 日
常陸太田市教育委員会

はじめに

常陸太田市（以下「市」という。）では、「郷土を愛し未来を拓くひとづくり」を教育指針とし、心の教育を基盤とした教育活動を推進している。また、学校においては、平成20年に本市の中学生が採択した子ども人権スローガン『『やさしさ』と『ありがとう』でつくる笑顔の輪 ～大切なものは近くにある～』の精神を醸成し、笑顔とあたたかさのある明るい学校づくりに努めている。そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、本市教育の質的向上を図る上でも重要な意味をもつものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の施行に伴い、常陸太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、全ての児童生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、「生きる力」の育成を確かなものとし、将来の「夢」や「志」を育む環境を社会全体で作り上げることを目指して、学校、家庭、地域社会が一体となり、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

法第2条第1項にあるように、『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、児童生徒がいじめは許されない行為であることを十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を見守り、育てる大人一人一人が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめ問題は学校を含めた社会全体の課題である」と強く認識し、児童生徒との信頼関係に立って、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

（3）基本姿勢

ア 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。

イ いじめの早期発見に努め、認知した場合、迅速かつ丁寧な対応を行う。

ウ 社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すため、家庭、地域、関係機関等との連携を深めていく。

2 市及び教育委員会における取組

(1) 「常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が情報共有及び連携を図るため、関係団体の実務者で構成される「常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

連絡協議会は、必要に応じて、市内小中学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、市内小中学校へ情報提供や助言を行う。

(2) 「常陸太田市いじめ調査委員会」の設置

教育委員会は連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うための「常陸太田市いじめ調査委員会」（以下「いじめ調査委員会」という。）を設置する。また、重大事態に対処し、同種事案の再発を防止し、事実関係を明確にするための調査を実施するための組織を兼ねる。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

(3) 「常陸太田市いじめ再調査委員会」の設置

市長は、いじめの重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、再調査を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）によって構成される「常陸太田市いじめ再調査委員会」（以下「いじめ再調査委員会」という。）を設置する。

なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

(4) いじめの未然防止

ア 児童生徒の規範意識や道徳心を培い、コミュニケーション力を養うことが、いじめの防止に有効であることを踏まえ、人権教育や道徳教育はもとより全教科・領域を通して児童生徒の豊かな心を育む活動を推進する。また、地域との触れ合いや体験活動をとおり、社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図る。

イ インターネットを通じて行われるいじめ防止に向け、児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

ウ 明るい学校づくり研修会をとおり、児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や、児童生徒及び保護者、教職員等の意識啓発を行う。

(5) いじめの早期発見及び実態把握

ア 各学校で実施しているQ-Uアンケートや「学校生活アンケート」等の調査結果から、いじめ等に関する実態把握を行う。また、教育委員会は、保護者を対象にした「学校生活等に関するアンケート」を実施し、幅広くいじめ等に関する情報収集を行う。さらに、調査によって把握した事案に対して、教育委員会が継続的な聞き取り、追加調査等により、日常的に注意深く観察するなどの取組の指導助言を行う。

イ 児童生徒及び保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、教育支援センター指導員やスーパーバイザー、スクールカウンセラー、学校教育指導員等の配置を行う。

(6) 教職員研修等の充実

- ア いじめ問題の現状や未然防止，早期発見・早期対応に向けた具体的な取組について理解を深めるなど教職員の資質能力の向上を図るため，生徒指導連絡協議会等の教職員の研修を充実させる。
- イ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため，情報モラルやネットトラブル等に関する研修を実施する。

(7) 相談窓口の周知

- ア 児童生徒がいじめの問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知に努め，いじめを受けている児童生徒やその保護者のみでなく，周りの友達や大人からも広く情報を収集し，いじめの早期発見，早期解消を図る。
- イ 教育支援センター「かわせみくらぶ」の事業及び事業を通じた支援内容の周知に努める。

(8) 学校への助言と支援

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ，学校がいじめ問題対策について，助言と支援を行う。
- イ 必要に応じて，警察や児童相談所，臨床心理士等の専門機関や専門家と連携し，いじめの早期対応及び解消を支援する。

(9) 「常陸太田市のいじめ防止基本方針」等の周知徹底

「常陸太田市のいじめ防止基本方針」について，学校，保護者，地域住民等に周知し，それぞれの役割について理解を深めることを通して，連携を図りながらいじめ防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。

3 学校の取組

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は，法第13条の規定に基づき，「茨城県いじめ防止基本方針」及び「常陸太田市いじめ防止基本方針」を参酌して，どのようにいじめ防止等の取組を行うのかについて，基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。さらに，児童生徒及び保護者，地域に対しても，ホームページ等で積極的に公表し，その理解を得るように努める。

(2) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

学校は，いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため，法第22条の規定により校長，教頭，教務主任，生徒指導，学年主任，学年主任，養護教諭その他必要なメンバーで構成する「いじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

(3) いじめについての理解・啓発

児童生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに，「いじめはどの児童生徒にも，どの学校にも起こりうる」という教職員の共通認識の下，「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により，全ての児童生徒に対して，いじめは人権を侵害する許されない行為であり，法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

(4) いじめの未然防止

- ア 児童生徒が感謝と思いやりの心をもち、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、道徳科を要とし、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- イ 授業、学級活動においては、児童生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。
- ウ いじめに向かわない児童生徒を育成するため、児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての児童生徒が他の児童生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。
- エ 日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。さらに、定期的または随時行われる個別面談の際にも、児童生徒自身だけでなく、他の児童生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。
- オ インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達に応じた情報モラル教育を推進する。

(5) 早期発見

- ア 教職員は、いじめがどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。
- イ 学校生活に関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。
- ウ 日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気楽に相談してもらえ関係づくりに努める。

(6) 早期解消に向けた取組

- ア いじめの連絡、相談を受けた場合、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行う。
- イ いじめの行為を確認した場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。
- ウ 被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。
- エ 加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

オ 関係児童生徒や保護者へ支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。

カ いじめ事案は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（概ね3か月程度）継続しており、且つ、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないまでの確認ができるまで、組織的に状況確認を行う。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深い観察を継続する。

キ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（7）関係機関との連携

ア 学校は児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

イ 学校は、校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員や青少年相談員、地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

ウ 学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

（8）教職員研修の充実

ア 年度始めに、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の研修を行い、校内におけるいじめへの対応について確認する。

イ 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

ウ 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のおいじめの再発を防止する。

4 重大事態への対処

（1）いじめの重大事態の定義

法第28号第1項各号の規定に基づき、以下の場合を、いじめの重大事態とする。

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

(2) いじめの重大事態への対処の流れ

ア 学校が調査を行う場合は、学校が設置した「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において調査を行う。学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等については、教育委員会は調査委員会を設置し、調査委員会が主体となって調査を行う。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、その重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって、どのような態様で行われたのか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り正確を期して、網羅的に明確にするために行う。

調査結果については、市長へ報告する。

イ 教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

ウ イにおける調査結果を基に、市長が、再調査をする必要があると認めた場合、再調査委員会を設置し、再調査を行う。

市長は、再調査委員会の調査結果を市議会に報告する。

エ 再調査等の結果を踏まえ、学校は市教育委員会、関係諸機関、保護者等と連携し、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 家庭の役割

(1) 保護者の責務

ア 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。

イ 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。

ウ 学校や地域社会が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。

エ 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

(2) 未然防止と早期発見

ア 子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「しかる」ことを通して、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるよう努める。

イ 子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話を真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。

ウ 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

(3) 早期解消に向けた取組

ア 子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。

イ 子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。

ウ 子どもを通して、いじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

6 地域の役割

(1) 未然防止に向けた取組

ア 地域と学校とが互いの情報を共有したり，それぞれの活動に協力したりすることを通して，常に連携を図るよう努める。

イ 地域は，児童生徒の社会性や協調性，規範意識や人を思いやる心を育てるために，地域の行事や体験活動への参加を促すなど，様々な交流や体験を通して，児童生徒同士，又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

(2) 早期対応に向けた取組

ア 地域の住民等は，地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合，当該児童生徒声がけを行う等をして様子を見るとともに，市教育委員会又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

イ 民生委員や青少年相談員等は，地域においていじめの発見に積極的に取り組み，いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合，市教育委員会及び学校と協力して対応する。